

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號四第

卷七十二第

行發日一月十年三和昭

## 論叢

財産より生ずる無形所得の課税法學博士 神戸 正雄

形式社會學概念文學博士 米田庄太郎

租稅負擔及び經費の國際比較經濟學博士 沙見 三郎

## 時論

老齡船の運用とその處分經濟學博士 小島昌太郎

## 說苑

明治初年に於ける大阪通商會社經濟學士 菅野和太郎

學と實踐經濟學士 福井 孝治

## 雜錄

大阪の文化と造幣局經濟學博士 本庄榮治郎

私營質屋業の概況經濟學士 楠見 一正

大阪市の人口増加に就て經濟學士 武田長太郎

## 法令

鐵夫勞役扶助規則中改正

# 租稅負擔及び經費の國際比較 (上)

沙 見 三 郎

## 第一 租稅負擔の問題

### 一 租稅負擔の意義

現代諸國の國民經濟は、平面關係に立つ市場經濟と立體關係よりなる財政とが組織的に結合して始めて成立してゐるのである。財政は市場經濟より收入として財貨を徵收し更に經費として財貨を提供し、茲に財政と市場經濟との間の有機的結合が発生するのである。財政は收入の或部分及び經費については市場經濟に對し平面關係に立つてゐるから、此意味に於ては特質を有してゐない。財政の特質として特に擧ぐべきは、寧ろ市場經濟より強制的に財貨を徵收する點即ち廣義に於ける租稅の方面に存してゐる。市場經濟の平面關係に對し財政の立體關係を云々するは、實は租稅を中心としたる議論なりと云はねばならぬ。これ租稅負擔が財政の重大問題なる所以である。然し租稅負擔は單にそれのみの問題として切り離して之を論ずる事が出来ない、強制的に租稅を徵收するのも、實は徵收したる租稅を聽ては經費の形に於て支出し、その支出は市場經濟に

何等かの影響を與へねば止まぬからである。かくて租税負擔の研究は經費に觸るゝに及んで、始めて全きを得るのである。茲に租税負擔を經費と關連せしめて研究するのは、此關係を重大視するからである。

租税負擔の問題は大體二つに分れる。特定の種類の租税又は特定の地方の租税の負擔の問題と一國全體の租税負擔との問題とが之である。我國に就て云へば、地租及び營業收益税により農業者及び商工業者が如何なる負擔を受けてゐるかの問題、地方により租税負擔に輕重ある爲めに地方の富豪が大都市に移住するの事實は前者の扱ふべき方面である。之に對し我國の租税負擔が全體として他の諸國と如何なる關係にありやは後者の問題である。私は後者の問題即ち租税負擔の國際比較を扱ひたいのである。

## 二 租税の限度

一國の租税負擔を全體として研究する事は、租税の限度の名の下に財政學者が試みたる所である。<sup>1)</sup> 租税には種々の原則が掲げられてゐるが、就中重要なのは國民經濟的原則である。租税負擔の限度は國民經濟を害してはならぬと云ふのである。然らば國民經濟を害せざる租税の限度とは何ぞやの問題になると、議論が分れるのである。抽象的に、國民經濟の發達を害せざる程度とか、國民所得を侵さざる程度とかを主張する論者と、數量的に租税の限度を決定せんとする學者

1) 小川博士; 租税論 261-282頁  
神戸博士; 租税通論 168-172頁

との二つに分れるのである。數量的の觀察方法を採る或學者は、徵稅成績が面白くないとか、國債が累積して來るとか、失業者が増して來るとか云ふ結果を見て、事後に其限度を決定せんとするのである。更に他の學者は、租稅の負擔を人口數、國民所得、國富等に結びつけて調査し、その大小によりて租稅負擔の限度を推定せんとしてゐる。更に一步を進めて、國民所得の幾割とか又は租稅負擔の國際平均率<sup>2)</sup>を以て租稅負擔の標準とすべしとの理想論も主張せられたのであつた。

勿論各國の租稅負擔を數量的に比較し、國際平均率以上の國と以下の國とを區別する事は、それ自身實益のある事である。然し世界各國の租稅負擔率の標準に、その限度を適用する事になると、種々不都合を生ずるのである。

第一に、國家を強制して租稅の限度を遵守せしむる爲めには、國家以上の強力なる權力を必要とするのである。例へば國家が地方附加稅の最高率を定むるが如く、國家以上の強力なる權力團體が國家の課稅の最高限度を決定し得なければならぬ、然し、これは現今の國家組織に於ては不可能である。

第二は、たとへかゝる權力團體が成立せりとするも、かゝる強制を敢てする事が果して妥當なりや否やの點である。現に我國に於ては原則として地方附加稅の最高限度を設け例外的に制限外

課税を認めてゐるに拘らず、その例外が寧ろ原則となつてゐる有様である。同一國家内でもかくの如くである。況んや國家を異にせば經濟生活及び社會生活の内容にも變動を生ずべく、加ふるに時代の變遷の結果として經費の種類を異にし更に租税の負擔にも影響するのである。これを機械的の一律にて支配せんとする事は、所謂不公平を避けんとして更にヨリ大なる不公平を敢てせんとする事となるのである。

以上、二つの理由あるが爲めに、租税の限度を客觀的に定め、之を各國の間に強制せんとする學者の企ては、單に机の上の議論にして大なる勢力を占むるに至らなかつたのである。

### 三 賠償問題と租税負擔

然るに注目すべきは、世界大戰の結果として此方面に俄かに研究が進んで來たのである。從來學者が机上に弄んでゐた理論を實行する必要が生じたのであつた。ベルサイユ條約が始めて規定し、其後多くの曲折をへてドーズ案、ロンドン協定に現はれた賠償問題が即ちこれである。

ベルサイユ平和條約第八編賠償は賠償問題に關する規定である。その第一款の一般規定の中で注目すべきは第二百三十三條である。曰く

獨逸國ノ補償スヘキ前記損害ノ總額ハ賠償委員會ト稱スル同盟國國際委員會之ヲ決定スベシ該委員會ノ組織及權能ハ本項及本項第二乃至第七附屬書ノ定ムル所ニ依ル

と。而して第二附屬書の十二には

……(賠償)委員會ハ左記ノ條件及規定ニ遵由スルコトヲ要ス

(1) ……………

(ロ)委員會ハ獨逸國ノ支拂能力ヲ定期ニ評定スルニ際シ第一ニ獨逸國ノ支拂フヘキ賠償額ヲ内國債ノ利息支拂又ハ償還ニ先テ獨逸國ノ全歳入ニ課スル爲第二ニ一般ニ獨逸國ノ租稅制度カ(賠償)委員會ニ代表セラルル何レノ國ノ租稅制度ト比較スルモ其ハ負擔決シテ輕カラサル事實ニ付確信ヲ得ル爲獨逸國ノ租稅制度ヲ檢査ス、ヘシ

と規定してある。聯合國としては、賠償金をどれぬ程度に迄獨逸國の國民經濟を疲弊せしめては本來の目的を達し得ないのである。これ賠償金決定の最大限度である。然し同時に獨逸國の財政状態が聯合國の財政状態よりも良好なりと云ふが如き輕微なる賠償金は聯合國の満足し得ざる所である。然らば各國の財政状態を如何に測定すべきか、茲に租稅負擔の國際比較の問題が起つて來たのである。結局、獨逸國の租稅負擔が聯合國の租稅負擔より輕からざる事が賠償金決定の最大限度である。近來、歐米の財政學者が租稅負擔の國際比較の問題に研究を集中してゐるのも、<sup>3)</sup>實は、この實際的必要に出てゐるのである。

以上、租稅負擔が財政に占むる地位及びその經費に對する關係を明かにし、更に租稅負擔が現今に於ては從來の學者の理想論より實際家の現實論となつてゐる事を論じたのであつた、然らば租稅負擔は如何にして之を測定すべきか、項を改めて之を論ずる。

3) F. Zahn; Finanzstatistik (Handbuch der Finanzwissenschaft. I) (Handwörterbuch der Staatswissenschaften. vierte Aufl. IV. Band) (Allgemeines Statistisches Archiv) Karl Bräucher; Steuerbelastungsvergleiche (Handwörterbuch der Staatswissenschaften. vierte Auflage. VII. Band. S. 1094-1101)

## 第二 租税負擔の測定

租税負擔の測定方法は、特定種類の租税の負擔なりや、特定地方の租税の負擔なりや、更に一國全體の凡ての租税の負擔なりやによつて問題を異にするのである。茲に問題となれる租税負擔は、場所的には一國全體であり、種類の云つて凡ての租税を網羅するのである。所謂、租税負擔の國際比較が問題となつて來るのである。以下、第一に、租税負擔に所謂租税の意義を明かにし、第二に、租税負擔を算定するに際し、租税額と租税負擔力とを如何に結合すべきかを論じ、最後に、各國の租税負擔を測定せる實例にうつりたいのである。

### 一 租税の意義

租税負擔を測定するには租税とは何ぞやの問題を解決せねばならぬ。形式的に云へば「租税とは租税なる名を以て呼ばれてゐるものである」と頗る簡單に解答せられるが、實際問題となると、種々疑問を生ずるのである。

第一に、形式的には租税と稱せられないものでも租税負擔の際には租税として取扱ふべきものがある。かゝる種類の租税は、形式的には公經濟收入と私經濟收入と經費との三つの中に之を發見するのである。かの手數料使用料の如き公經濟的收入は、本來、給付反對給付の原則に従ふも

のであるが、往々にして實質的には寧ろ租税に屬すべきものを包含してゐる。かの相續税の如き、その初期に於ては手数料の形で徴收せられたものである。第二に私經濟收入の中に問題となるのは專賣である。專賣の中、行政專賣は市場經濟と同様な性質を有してゐるから之を除き、財政專賣に於ては市場經濟の利潤以上に租税に屬するものをも徴收するから之を寧ろ消費税に數へる事が出来る。日本の煙草專賣の如き、その實例である。最後に形式的には經費たるべきものが實質的には租税なりと云ふと、一見矛盾してゐる様であるが、各國の財政には其例に乏しくないのである。かの名譽職に對し單に名義的の報酬を支拂ひ、又は徴兵制度の下に於て兵卒に少額の俸給を支給する場合の如き、その報酬及び俸給たる少額の經費に關連して、實質的には相當に多額なる租税を徴收してゐる事になるのである。此等は租税の名を有してゐないが、實質的に見て租税の中に數へねばならぬ。試みに、租税と、專賣收入と、その合計たる國民負擔額とを各國につき算定すると第一表を得る事が出来る。

第一表 專賣收入と租税收入との比較表

	日 本(一九二六年) <small>百カ円</small>	ドイツ (一九二六年) <small>百カマルク</small>	フランス (一九二七年) <small>百カフラン</small>	イタリー (一九二六年) <small>百カリラ</small>
直接税收入	八九六・四	二、八四〇・〇	一一、一四六・二	五、二六六・五
間接税收入		三、六七二・五	二五、一四三・四	七、六一二・八



専賣收入	一五二・三	一七二・六	二二五・八	二、七二〇・七
合計	一、〇四八・六	六、六八五・一	三六、五一五・三	一五、五九〇・〇

第二に、形式的には租税の様であつても實質的にはそうでないものを考へねばならぬ。かの財政以外の目的を有する租税特に保護關稅が、その適例である。關稅の中で財政關稅が實質上の租税負擔となる事は明かであるが、保護關稅については議論が種々に分れ或は内國の租税負擔に數へ又は相手國の租税負擔とするのである。此等の租税の賦課は、市場經濟に壓迫を與ふる程度如何によつて、租税負擔額より差引かねばならぬ。

第三に、一概に租税と云つても、單に國稅に止めず地方税に及ばす必要がある。第二表に示すが如く、

第二表 國稅と地方税との比較表

(イ) G. Friday Shirras の調査<sup>5)</sup>

戰前 (一九一三— 一四年)	國稅	地方税	合計	日本	イギリス	北米合衆國	フランス	カナダ	イタリ
	四〇〇・三	一七八・五	五七八・八	百カド	百カド	百カドル	百カフラン	百カドル	百カリラ
	一六三・一	九二・六	二五五・七						
	六七二・四	一、五二五・八	二、一九八・二						
	三、八四二	一、三五〇	五、一九三						
	一二七	七〇	一九七						
			一、七三二						

5) Taxable Capacity and the Burden of Taxation and Public Debt (Journal of the Royal Statistical Society, 1925, p. 543)

戦後		一九二二—二四年	
國稅	地方稅	合計	合計
八四二・九	五〇〇・四	一、三四三・三	八五二
六九〇	一六二	三、二〇四	三、一四五
三、二〇四	二六、三〇〇	三、九九三	三〇、二九三
三、二〇	一六〇	四八〇	二〇、〇〇〇
一六、〇〇〇	四、〇〇〇		

(ロ) 國際聯盟の調査<sup>6)</sup>

國稅	日		イギリス		北米合衆國		フランス		カナダ		イタリー	
	(一九二一—二四年)	(一九二五—二六年)	(一九二一—二六年)	(一九三二—三三年)	(一九二二—二三年)	(一九二二—二三年)	(一九二二—二三年)	(一九二二—二三年)	(一九二二—二三年)	(一九二二—二三年)	(一九二二—二三年)	(一九二二—二三年)
九四三・九	九四三・九	六八四・五	三、二〇四・二	四二、三五〇	三二〇・〇	一五、八〇〇・三	一六〇・〇	四、〇〇〇・〇	四八〇・〇	一九、八〇〇・三		
五〇〇・四	一六六・一	三、一四五・〇	五、四五〇	一六〇・〇	四、〇〇〇・〇							
合計	一、四四四・三	八五〇・六	六、三四九・二	四七、八〇〇	四八〇・〇	一九、八〇〇・三						

中央集權の國と地方分權の國とにより、地方税と國税との數字の割合が異つてゐる。よく地租、營業收益税を國稅體系より廢止する事を主張しながら、同時に之を地方税として復活せしめんとする議論がある。國稅體系としては、租稅負擔の輕減とならう、然し地方稅體系としては租稅負擔の増加となるのである。國民の眞の租稅負擔を知らんとせば、國稅地方税の兩者を考慮せねばならぬ。尙、地方税と國税との間に會計上の關係により重複する數字があれば、それを避ける方法を採らねばならぬ。

第四に租稅收入の總額を計算すべく決して純額に満足してはならないのである。租稅の如き收

6) League of Nations; Memorandum on Public Finance. 1922-1926. p. 15-16.

入會計にありては、純額計算としては徴收した租税を收入とし徴稅費を經費とし兩者をならべ記するに對し、純額計算としては租稅收入より徴稅費を差引きたる殘額一つだけを收入に掲げるのである。然し租稅として國民の支拂つたのは總額であつて純額ではない。従つて租稅負擔については總額を計算せねばならぬ。

最後に、租稅の數字としては、豫算案、豫算、現計、決算等の各種の數字があるが、なるべくならば推測の豫算案を遠ざかつて現實性の決算に近づかねばならぬ。然し決算の數字は往々古きに過ぎ實用に適しない事がある。故に切迫したる財政問題の解決には、止むなく、豫算案の數字を參考にする事もある。

以上の諸點にわたり租稅の意義を明かにして、租稅額を算定せねばならぬ。

## 二 租稅負擔力

租稅の意義が先づ決定して、次に起る問題は租稅の負擔の程度を如何にして算定するかと云ふ事である。

最も簡單なる企てとして、各國の租稅額全部を其儘に比較する事が出来る。租稅額の絶對數を示す事はそれ自身意義を有してゐるが、租稅負擔の程度をそれにより測定するとなると問題である。蓋し租稅負擔と云ふ以上は、租稅を支拂つた苦痛と租稅を支拂ひ得る能力との二つを比較し

て決定せねばならぬ。従つて租税と云ふ經濟的負擔を拂ふ爲めには、それを拂ひ得る經濟的負擔力を之と關連せしむる必要が起る。故に租税負擔は租税額の絶對數字に止まらず、負擔率の相對數の問題にうつるのである。

然らば租税の負擔率を算出する爲めに、如何なる經濟的負擔力を租税額に關連せしむべきか、一國の人口、土地の面積、國富、國民所得がその主なるものである。

人口を租税負擔に關連せしむる事は、已に學者の試むる所である。Van der Boegheは第三表の數字を示してゐる。

第三表 一人當り國税負擔の國際比較表(一九一三年現在)

マルク單位	フランス	イギリス	ドイツ	イタリー	ロシア	ポルトガル
八三・〇	七二・三	四六・三	四四・三	三八・〇	三一・六	

然し、人口一人當り租税負擔額なるものを各國につき算定した所で、單にそれだけの意味に止まるのである。蓋し、人口と云つても、老幼婦女は比較的に租税負擔と關係薄く、又たとへ人口の構成要素が同一なりとするも、國民の有する經濟的負擔力が各國により異なる故である。之が欠點を補はんが爲めに或は生産に従事し得る年齢の人口のみを捕へて一人當り負擔額を調べ、又は

直接税の一人當り負擔額は一般市民の人口にて調査し、間接税は軍人を含めたる凡ての人口に關連せしめ、又は有業者の一人當り租税負擔額を算定する人がある。

單純なる人口一人當り租税負擔力が無意味なりとせば、何等か經濟的負擔力を反影するものを捕へて租税負擔を測定せねばならぬ。此目的を以て先づ現はれたのは、一國の面積である。一平方哩當り租税負擔額一平方籽當り負擔額が即ち之である。此等の數字は、土地が生産力の唯一の源泉なりし不動産時代に於ては相當の價値を有してゐるが、商工業の發達した現代經濟組織に於ては意味を失つてゐる。又土地は人口結合して始めて經濟力を發揮するものなるが故に、單純なる土地の面積は問題の解決に資する所が少いのである。

土地以外に經濟的負擔力を表現するものとしては、國富と國民所得とが數へられてゐる。國富、國民所得はいづれも一種の擬制にして、その本質については種々疑問か加へられてゐるのである。而も、その算定には物的方法、人的方法、折衷方法が存し結果は區々である、現に Stamp の如きは、各國に行はれたる國富、國民所得の調査の結果の誤謬の範圍を一割、二割、三割、四割以上と云ふ風に區別して調査の價値を定めてゐる程である。<sup>8)</sup>然れども租税體系中に財産税、所得税が存在し、財産及び所得が課税物件となつてゐる以上は、國民所得及び國富も或程度迄は明瞭なる觀念なりと云はねばならぬ。かの租税の國民經濟的原則によれば、租税は國富に食ひ込む

8) The Wealth and Income of the Chief Powers (Journal of the Royal Statistical Society. 1919. p. 489)

べからず、國民所得の中より支拂ふべしと云はれてゐる。この意味に於ても國富及び國民所得は租税の經濟的負擔力と重要な關係を有してゐる。

然らば、國富と國民所得との何れを租税負擔力の對象とすべきやの問題が起る。非常時には、私人の有する財産を調査して、その元本に食ひ入るが如き實質的財産税を課する場合がある。然し租税が經常收入たる限り、かゝる非常手段を永續せしむる事を得ないのである。普通、凡ての租税は實質的に見て廣義の所得税にして、従つて租税の經常收入的性質上、租税は國民所得より徴收せられるのである。要するに、租税の負擔を測定する經濟的負擔力としては國民所得を採用する事となつてゐる。

各國の國民所得につきては種々の統計が存してゐる。その重要なものを擧ぐれば、次の如くである。

第四表 國民所得の列國比較表  
(1) G. Friday Shiras の調査<sup>9)</sup>

	日本	イギリス	北米合衆國	フランス	カナダ	イタリー	ドイツ
職前 (一九三一年)	三、一八四 <small>百方圓</small>	二、二五〇 <small>百方圓</small>	三四、〇〇〇 <small>百方圓</small>	三七、五〇〇 <small>百方圓</small>	一、五〇〇 <small>百方圓</small>	二〇、〇〇〇 <small>百方圓</small>	四三、〇〇〇 <small>百方圓</small>
職後 (一九三二年)	六、一四五	三、八五〇	六〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	二、五〇〇	一〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇

9) op. cit., p. 543.

(ロ) 國際聯盟の調査<sup>10)</sup>

	職 前		職 後	
	年 度	國民所得	年 度	國民所得
日 本(百萬圓)	一九三—一九四年	四、〇〇〇	一九三—一九四年	一〇、〇〇〇
イギリス(百萬ポンド)	一九三—一九四年	二、二五〇	一九二四—二五年	三、八〇〇—四、〇〇〇
北米合衆國(百萬ドル)	一九一三年	三四、〇〇〇	一九二四年	六〇、〇〇〇
フランス(百萬フラン)	一九一三年	三七、五〇〇	一九二四年	一四〇、〇〇〇—一七〇、〇〇〇
カナダ(百萬ドル)	一九一三年	一、五〇〇	一九二二年	二、五〇〇
イタリー(百萬リラ)	一九三—一九四年	二〇、二〇〇	一九二四—二〇年	一〇三、〇〇〇
ドイツ(百萬マルク)	一九三—一九四年	四五、〇〇〇—五〇、二五〇	一九二五年	五〇、〇〇〇—五五、〇〇〇

(ハ) 獨逸統計局調査<sup>11)</sup>

	イギリス(ポンド)		フランス(フラン)		ベルギー(フラン)		イタリー(リラ)	
	一九一三年	一九三—一九四年	一九一一年	一九三—一九四年	一九三—一九四年	一九三—一九四年	一九三—一九四年	一九三—一九四年
國民所得總額 (十億單位)	二・二	三・五五	三六	一五〇	五・八	二四	二〇・五	九〇
一人當り所得	四・八	八〇	九二〇	三、八〇〇	七八〇	三、二〇〇	五九〇	二、三〇〇
一人當り所得 (マルク單位)	九八〇	九六〇	七四五	七四〇	六三〇	五九〇	四八〇	三七〇

10) op. cit., p. 17.

11) Statistisches Reichsamt; Die Staatsausgaben von Grossbritannien, Frankreich, Belgien und Italien. S. 443.

### 三 租税負擔率の國際比較

國民所得を分母とし租税收入額を分子としたる百分比が通常、租税負擔率として租税負擔の國際比較に用ひられてゐる。國民所得及び租税收入額に關し各種の數字が算定せられるが如く、租税負擔率も多種存してゐる。第五表には、代表的のもの三つを引用したのである。

第五表 租税負擔率各國比較表

(イ) G. Friday Shiras の調査<sup>12)</sup>

	日 本	イギリス	北米合衆國	フランス	カナダ	イタリー	ドイツ
戰前(一九一三—一九一四年)	一八・二%	一一・四%	六・七%	一三・八%	一三・〇%	八・六%	一一・〇%
戰後(一九三三—一九三四年)	二一・八%	二二・二%	一〇・五%	一七・八%	一九・二%	二一・〇%	二六・〇%

(ロ) 國際聯盟の調査<sup>13)</sup>

	オーストラリア	オーストリア	ベルギー	カナダ	フランス	ドイツ	イギリス	ハンガリー
戰前	一〇・四%	一六・九%	七・〇%	一三・〇%	一四・〇%	一〇・〇—一二・五%	一一・四%	一三—一四%
戰後	一八・四%	一七・三%		一九・二%	一七—二〇%		二二・〇%	一七—一九%

  

	インド	イタリー	日 本	ノルウェー	スエーデン	スイス	北米合衆國
戰前	四・四%		一三・七%	一三・〇%	一一・七%	六・四%	六・六%
戰後	五・一%	一九・二%	一四・四%	二〇・〇%	二〇・〇%		一〇・五%

12) op. cit., p. 543.

13) op. cit., p. 17.



(一) Heichen の調査<sup>14)</sup>

戰後	イギリス	北米合衆國	フランス	ドイツ
	一九・六%	八・〇七%	一・三%	一一・二%

既に説明したるが如く、租税收入額それ自身が頗る曖昧なる數字なる上に、國民所得についても種々の算定方法が講せられてゐるから、租税負擔率に關しては歸一する所を知らないのである。現に賠償問題に關し諸國の租税負擔率を算定するに當り、債務國債權國何れも、分母たる自國の國民所得を出來だけ低く見積り、分子たる自國の租税額を出來るだけ高く見積り、以て自己の租税負擔の重き事を誇張せんと努めてゐる、同時に他國の租税負擔率を過小に評價せんとしてゐるのである。かの英國の財政學者 Shiras が獨逸の戰後租税負擔率を世界最高なりとして二六・〇%と見積りたるを利用して、獨逸の學者が Shiras の論文を *Volks Einkommen und Besteuerung* と題して出版し賠償問題を自國に有利に展開せんと企てしが如き、その實例である。而も、この政治的事情の他に幣制紊亂なる經濟的事情が加はり、租税收入額及び國民所得を示す貨幣額の意味を混亂せしめたのである。この政治的及び經濟的事情が、たださへ解決困難なる租税負擔の理論と結び、いよゝ問題に迷宮に送つてゐるのである。かの Waldemar Holz の懷疑論 *Sind inter-*

14) Waldemar Holz ; Sind internationale Vergleiche steuerlicher Belastung möglich? S. 51.

nationale Vergleiche steuerlicher Belastungen möglich? は、この空氣の中から醸生せられたものである。

最後に問題となるのは、累進の理論が國家の租稅負擔論にも之を適用する必要ありとの主張である。即ち富國の一割の租稅負擔率は貧國の一割の租稅負擔率よりも、國民經濟を壓迫する程度少しと云ふ考である。蓋し國家は生存の目的の爲めに或程度の經費の支出を絶對的に必要とするのである。最低生存費が即ち之である。従つて最低生存費を願慮する事となると、同一率の租稅負擔率にしても富國の場合と貧國の場合とその解釋を變へねばならぬのである。茲に於てか租稅負擔論は一變して經費論となるのである。曰く、當該國の徵收したる租稅は必要欠くべからざる經費に支出せられてゐるかどうか、換言せば、各國の最低生存費が如何にして算定すべきかの問題にうつらねばならぬ。

尙、此問題と關連して徵收せられし租稅收入の幾部分が經費として其儘消失し、又その幾部分が經費として再び市場經濟に復歸して國民經濟を潤すかの問題を解決せねばならぬ。これ第三項に於て經費に論及する所以である。